

産業廃棄物処理施設設置の事業計画に係る合意の形成の判断について

下記１の事業計画に係る合意の形成について下記２のとおり判断しましたので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（平成２１年岐阜県条例第２０号。以下「条例」という。）第２６条第１項の規定によりお知らせします。

記

１ 対象となる事業計画

- (1) 事業者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
株式会社 R E N E R G Y 代表取締役 大塚 雅之
- (2) 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所
岐阜県揖斐郡揖斐川町上野字段下１０２１番 外７筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
油化施設（小規模産業廃棄物処理施設）

２ 合意の形成の判断結果

条例に規定する手続に関する事業者の取組が不十分であり、合意の形成が図られていない。（条例第２６条第１項第２号）

＜判断の理由＞

提出された意見書に対する事業者の見解の周知の手続きにおいて、誤記及び説明内容が一貫していない箇所が認められるほか、臭気、排ガス及び有害物質の発生に関する説明が不十分である。

３ 条例第２６条第４項の規定に基づき指定する手続

条例第２４条第１項の規定に基づく見解書の作成及び提出

令和７年３月１０日

岐阜県知事 江崎 禎英



（教示）

この判断に不服がある関係住民の方は、条例第２７条第２項の規定により、周知が開始された日から２０日以内（令和７年３月３１日まで）に岐阜県知事に異議を申し立てることができます。なお、申立は揖斐県事務所へ規則様式第１２号を提出することにより行ってください。

問合せ先

〒５０１－０６０３ 揖斐郡揖斐川町上南方１－１ 揖斐総合庁舎内
揖斐県事務所環境課

TEL：０５８５－２３－１１１１（内線：４４８）